3　法第百三十二条の八十八第一項の規定により通報した飛行計画を変更する場合には、第一項各号に掲げる事項のうち、無人航空機の登録記号及び変更しようとする事項を通報すれば足りる。

4　法第百三十二条の八十八第一項ただし書の規定により特定飛行を開始した後に飛行計画を通報する場合は、当該特定飛行の開始後速やかに通報しなければならない。

5　法第百三十二条の八十八第一項ただし書の国土交通省令で定める場合は、飛行計画に係るシステムに障害が発生したことにより、飛行を開始するまでの間において飛行計画を通報する手段のない場合とする。

（飛行日誌）

第二百三十六条の八十四　法第百三十二条の八十九第一項の規定により無人航空機を飛行させる者が備えなければならない飛行日誌は、飛行記録、日常点検記録及び点検整備記録とする。（新設）

2　法第百三十二条の八十九第二項の規定により飛行日誌に記載すべき事項は、次のとおりとする。

一　飛行記録

イ　無人航空機の登録記号、種類及び型式

ロ　無人航空機の型式認証書番号（型式認証を受けた型式の無人航空機に限る。）

ハ　機体認証の区分及び機体認証書番号（機体認証を受けた無人航空機に限る。）

ニ　無人航空機の製造者及び製造番号

ホ　無人航空機の飛行に関する次の記録

(1)　飛行年月日

(2)　飛行させた者の氏名及び無人航空機操縦者技能証明書番号

(3)　飛行の目的及び経路

(4)　飛行させた飛行禁止空域及び飛行の方法

(5)　離陸場所及び離陸時刻

(6)　着陸場所及び着陸時刻

(7)　飛行時間

(8)　製造後の総飛行時間

(9)　飛行の安全に影響のあつた事項の有無及びその内容

ヘ　不具合及びその対応に関する次の記録

(1)　不具合の発生年月日及びその内容

(2)　対応を行つた年月日及びその内容並びに確認を行つた者の氏名

二　日常点検記録

イ　前号イからニまでに掲げる事項

ロ　日常点検に関する次の記録

(1)　実施の年月日及び場所

(2)　実施者の氏名

(3)　点検項目ごとの日常点検の結果

(4)　その他特記事項